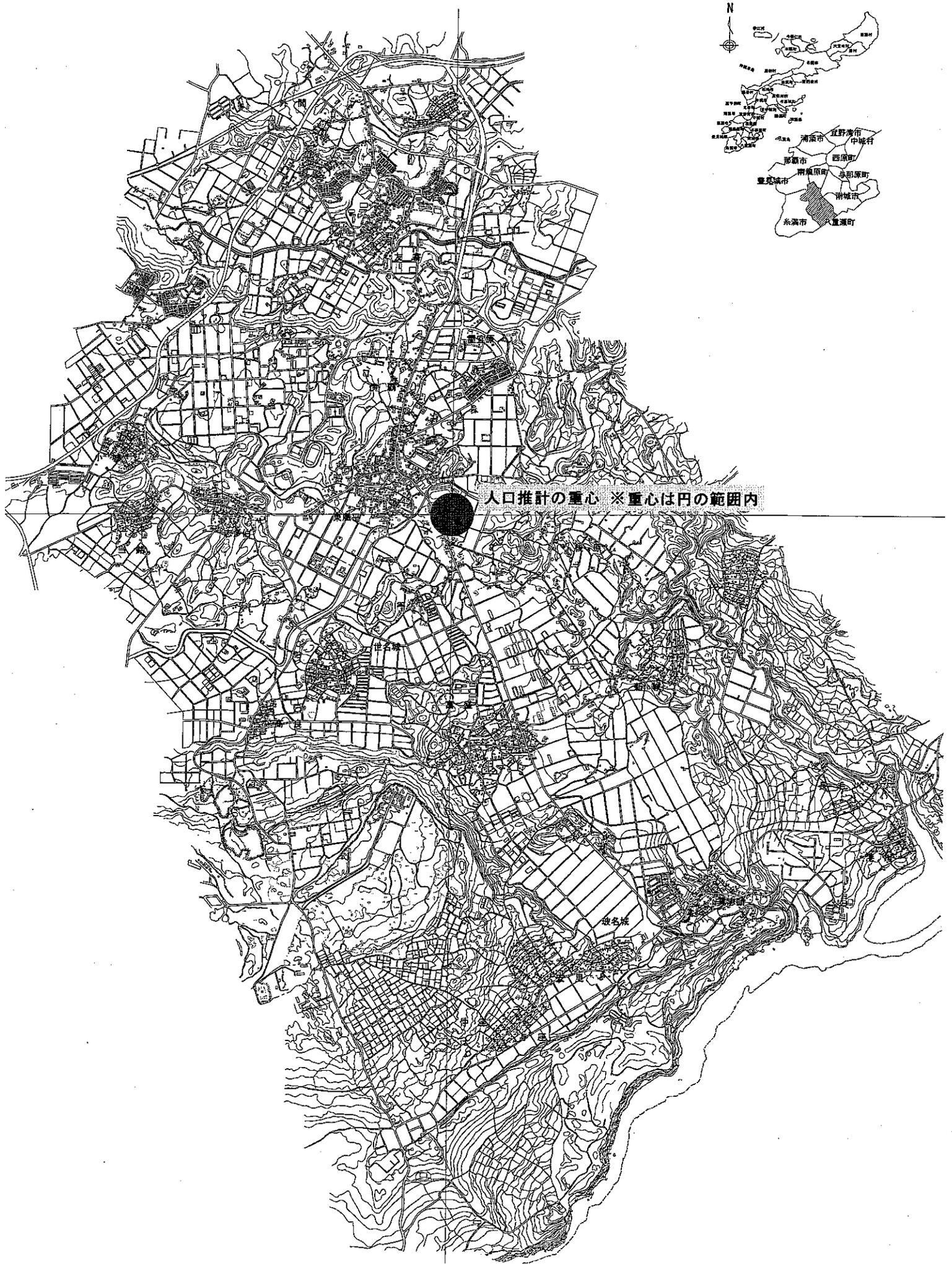


八重瀬町の人口推計の重心算定(平成30年将来推計人口により)

番号	行政区名	H17国調人口	地区内比率	コホート法による増加人口①	開発地区	開発地区の定着人口②	人口合計①+②	X座標	人口×X座標	Y座標	人口×Y座標
					伊弉土地区画整理事業	2,094	2,094	3,123	6,539,562	7,193	15,062,142
					屋宜原土地区画整理事業	1,135	1,135	3,717	4,218,795	7,433	8,436,455
					小城第2非農用地	211	211	1,774	374,314	7,369	1,554,859
					富盛田園土地区画整理事業	343	343	3,928	1,347,304	4,763	1,633,709
					計	3,783	3,783		12,479,975		26,687,165
1	東風平	4,670	64.7%	171			4,841	3,129	15,147,031	6,350	30,739,421
2	伊弉	1,469	20.4%	54			1,523	3,229	4,916,940	6,829	10,398,818
3	上田原	159	2.2%	6			165	2,482	409,076	7,341	1,209,922
4	屋宜原	918	12.7%	34			952	3,645	3,468,529	7,561	7,194,937
		7,216	100.0%	264			7,480		23,941,576		49,543,098
5	富盛	1,354	51.6%	49			1,403	3,904	5,479,260	4,308	6,046,273
6	世名城	1,008	38.4%	37			1,045	2,725	2,847,216	5,057	5,283,806
7	高良	264	10.1%	10			274	2,222	608,053	4,474	1,224,315
		2,626	100.0%	96			2,722		8,934,529		12,554,395
8	志多伯	944	44.2%	34			978	1,928	1,886,432	6,075	5,944,021
9	当銘	607	28.4%	22			629	1,268	797,756	6,080	3,825,202
10	小城	587	27.5%	21			608	1,243	756,260	6,711	4,083,075
		2,138	100.0%	78			2,216		3,440,448		13,852,298
11	宜次	1,722	33.7%	63			1,785	2,570	4,586,752	8,837	15,771,646
12	外間	903	17.7%	33			936	2,613	2,445,492	8,984	8,408,074
13	友寄	2,481	48.6%	90			2,571	3,122	8,027,840	8,430	21,676,710
		5,106	100.0%	186			5,292		15,060,084		45,856,430
14	新城	1,051	52.5%	38			1,089	5,378	5,858,483	4,935	5,375,904
15	後原	950	47.5%	35			985	4,596	4,525,487	5,798	5,709,045
		2,001	100.0%	73			2,074		10,383,970		11,084,950
19	大頓	530	20.4%	19			549	4,632	2,544,799	3,600	1,977,823
20	坂名城	554	21.3%	20			574	4,898	2,812,792	2,665	1,530,439
21	安里	935	36.0%	34			969	4,311	4,178,291	2,650	2,568,423
22	与座	146	5.6%	5			151	4,345	657,585	2,239	338,857
23	仲座	431	16.6%	16			447	4,142	1,850,531	2,116	945,370
		2,596	100.0%	95			2,691		12,043,997		7,360,911
16	具志頭	1,688	49.1%	61			1,749	5,633	9,854,217	3,101	5,424,805
17	港川	725	21.1%	26			751	7,075	5,315,871	3,513	2,639,527
18	長毛	1,025	29.8%	37			1,062	6,762	7,183,052	3,956	4,202,329
		3,438	100.0%	125			3,563		22,353,140		12,266,662
八重瀬町 合計		25,121		917	平成30将来人口		29,821	3,643	108,637,717	6,009	179,205,908
								人口重心のX座標	3,643	人口重心のY座標	6,009

八重瀬町の人口推計重心（平成30年人口推計）



人口推計の重心 ※重心は円の範囲内

町名坂

用語の意味

- 都市とは
商業、流通などの発達の結果、限られた地域に人口が集中している集落を称する言葉として使われることが多い。
- 市街地とは
家屋や商業施設が密集した賑やかな土地。
- 集落とは
単に人が住む家屋の集合した状態の場所のことを指す。
- 人口重心とは
ある地域について、その地域に住んでいる全ての人が同じ体重を持つと仮定して、その地域を支えることができる点(重心)のこと。
- 耐震とは
建築物及び構造物が地震に耐えられる設計となっていること。
- モータリゼーションとは
自動車社会が進行すること。
- 都市計画区域とは
都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を県知事が指定する。八重瀬町の東風平地域は那覇広域都市計画区域に含まれている。
- 都市計画区域外とは
都市計画区域に含まれない地域であり、八重瀬町の具志頭地域が該当する。
- 市街化区域と市街化調整区域と都市計画区域外
都市計画区域内においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域に区分する。(線引き制度)
- 市街化区域とは
すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。この区域内では、土地の合理的な利用を図るため、建物の用途や形態を規制誘導する用途地域が定める。
- 市街化調整区域とは
市街化を抑制すべき区域。この区域内においては、原則として、住宅の建築や宅地化のための開発は制限される。(都市計画法第7条第3項)
- 用途地域とは
都市の土地利用計画の一つで、建築基準法によって建築できる建物の種類、用途、容積率、建ぺい率、日影等について制限する地域。第一種低層住居専用地域など12種類がある。

○農業振興地域とは

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、都道府県知事が農業振興地域整備基本方針を定め、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を農業振興地域として指定する。

○農振農用地とは

県知事が指定した農業振興地域について、町は農業振興地域整備計画を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする優良農地について、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)を指定する。これを農用地利用計画といい、ここで指定された農用地等を農振農用地という。

○農地転用とは

農地を農地以外のものにする事。

○まちづくり三法とは

土地の利用規制を促進するための改正都市計画法、生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する中心市街地活性化法の総称。

○土地区画整理事業とは

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

○保留地とは

土地区画整理事業地区内の地権者の方々から減歩により 土地を提供していただいて新たに生み出した土地。

○インフラとは

基盤を意味するインフラストラクチャーの略語で、一般にインフラといった場合には、道路や港湾、鉄道などといった一般の社会経済基盤のことを指す。

○地区計画とは

地区計画とは、良好な住環境を形成又は保全するため、安全性・快適性・景観(まち並み)・環境に配慮したまちづくりを進めるための地区のルール。

○国道とは

国が建設・管理する道路である。一般的には、国道が全国的な幹線道路網を構成し、下位の道路がそれを補完する。

○一般国道とは

日本における高速自動車国道以外の国道のことで、一般に国道と呼ばれている道路のことである。

○幹線道路とは

歩車道の区別があり、車道幅員がおおむね 14m 以上(片側 2 車線以上)あり、車が高速で走行し、通行量の多い国道や一部の県道のことをいう。

○補助幹線道路とは

幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。

○主要地方道とは

国土交通大臣が指定する主要な県道である。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられており、整備や維持管理に要する費用の一部を国が補助することができる。(道路法第56条)

○一般県道とは

県道のうち主要なものであるとして国土交通大臣が指定した道路を主要地方道という。主要地方道以外の県道は、一般県道と呼ばれる。

○新町建設計画とは

町村が合意した合併後の地域のビジョン(将来目標)であり、このビジョンを住民に示し、このビジョンによって町村の議会が合併の適否を判断することになる、いわば合併の意思を決定する際の前提となるものです。また、この計画は、合併後の新町のマスタープランともなるべきもので、その主要事業について、町村の総合振興計画等並びに国・県の計画との整合性を踏まえつつ、新町の一体性を醸成する事業などを加えたものとするとともに、地域の将来ビジョンとして、合併後の新町が策定する総合振興計画の基礎となることを踏まえて策定する。(地方自治法第2条第4項)

○総合計画とは

自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、言い換えれば自治体の全ての事務事業はこの総合計画に沿って行われる。これにより、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野にわたる事務事業を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくことが可能となる。一般に、長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像)を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める長期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成されている。(地方自治法第2条第4項)

○市町村国土利用計画とは

市町村計画は、市町村における土地利用に関する行政の指針となるもので、個別規制法(都市計画法、農振法、森林法等)の調整役となる。(国土利用計画法第8条)

○都市計画区域マスタープランとは

県が、すべての都市計画区域について、市町村界を超える広域的な観点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。(都市計画法第6条の2)

○都市計画マスタープランとは

市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりを目指す、都市計画に関する基本的な方針をあらわすもの。(都市計画法第18条の2)

○防災拠点とは

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設。

○地方自治法（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

規定事項 番地まで決定すべきが原則

事務所 地方公共団体の主たる事務所を指す。市町村にあっては市役所又は町村役場と呼ばれている。

平成20年12月3日 農林水産省

農地改革プラン(抜粋)

穀物価格の高騰、諸外国における輸出規制など世界の食料事情が大きく変化し、食料需給のひっ迫の度合いが強まっている中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっている。このため、水田等を有効活用するための麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産対策や地域における担い手の育成・確保対策を一層推進していくことと併せて、これらの農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地について、優良な状態で確保し、その有効利用が図られるようにし、もって意欲のある者に農地が集積されるようにすることが極めて重要である。しかしながら、我が国の農地の現状についてみると、農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地が増加していることや、農地の分散錯圃等により集積が容易でないことに加え、転用期待等により農地価格が農業生産による収益に見合う水準を上回る傾向があることなど、制度、実態両面において様々な問題点が指摘されている。こうした中、我が国農地が抱えている問題点を解決するため、下記のとおり改革を進め、我が国における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策を早急に構築する。

記

○農業生産・経営の基礎的な資源である農地の確保

我が国の農地面積は、年々減少を続け、平成20年には463万ヘクタールと、昭和36年のピーク時(609万ヘクタール)に比べ約7割の水準にまで減少している。国土が狭小な我が国において、食料供給力の強化を図るために必要な農地を将来にわたって確保するためには、今後、転用期待を抑制しながらこれ以上の農地面積の減少を食い止めていくことや、耕作放棄地を解消していくこと等が重要である。このため、農地転用によるかい廃を減少させる観点から、農地転用規制の厳格化や農用地区域内農地の一層の確保を図るために必要な措置を講じることとする。

○農地転用規制の強化

現行では農地転用許可が不要となっている病院、学校等の公共施設の設置については、その施設の周辺部における連鎖的な転用と相まって優良農地確保の阻害要因となっていることから、これを新たに農地転用許可の対象とする。また、集団的に存在する農地については原則として転用を許可することができないとされているが、その集団性の要件である面積基準を引き下げ等、農地転用許可基準の厳格化を図る。

○スケジュール

以上の改革について、所要の関連法律案を次期通常国会に提出するものとする。なお、本プランに掲げた事項その他について、関連法律案の提出までに、法制度上の措置を引き続き検討する。また、農地制度においては農業委員会が重要な役割を果たしていることに鑑み、その事務が的確に実施されることを確保しつつ、今般の改革の実施過程において農業委員会の活動状況を検証する。

第4回八重瀬町公共施設等建設委員会会議録

- 審議日時：平成21年1月21日（水）午後1時30分から4時
- 審議場所：本庁舎2階大会議室にて
- 委員出席者：計12人
- 審議事項：1. 新庁舎の候補地（5案）の現場視察
（1案・具志頭本庁舎、2案・県南部工業高等学校、3案・東風平環境改善センター、4案・伊覇土地区画整理事業地のタウンセンターゾーン内の保留地、及び5案・南部家畜セリ市場）
2. 新庁舎候補地（5案）の敷地規模及び建設コストの比較検討
- 審議内容：
- ※ 候補地（5案）の視察終了後に審議開始
- 委員 長： ※ 挨拶を省略
- 課 長： 南部総合福祉センターの移転計画はありませんので、新庁舎の候補地から削除してよいでしょうか。
- 委員： （財）南部振興会所有の南部総合福祉センターの移転計画がないことについて事務局の方から説明をお願いします。
- 課 長： 当初の候補地は5案でしたが、役場内の新庁舎庁内検討委員会で南部総合福祉センターを候補地とする案が上がったことから6案に増えた。その後に（財）南部振興会に問い合わせたところ、南部総合福祉センターの移転計画がないとの報告を受け、再度、役場内で協議し、南部総合福祉センターを外すことにした。
- 委員 長： 前回の委員会でも新庁舎の候補地から南部総合福祉センターを外してもいいかどうかの話が出ましたが、再度、6案の南部総合福祉センターを外してもいいでしょうか。
- 委員： はい、よろしいです。
- 委員 長： では、6案の南部総合福祉センターは新庁舎の候補地から外したいと思います。では、会議次第の2番目の敷地規模及び建設コストの比較検討に入ります。
- 課 長： 町広報誌やホームページ等で昨日の1月20日（水）まで候補地募集を行いました。町民一般からは候補地の案は上がってきませんでした。審議に入る前にその報告をします。では、本題に移ります。今回、4つの検討指標中の、1の行政サービスの利便性、2のまちづくりとの整合性、3の敷地条件と庁舎規模確保の適合性、4の経済性のうち、上記の3及び4の比較検討の結果を説明いたします。では、資料の新庁舎候補地5案の敷地条件と庁舎規模確保の適合性及び経済性・建設コストの比較検討評価について優先順位をつけてもらいたい。
- 事務局： ※ 新庁舎の候補地の敷地規模及び建設コストの比較検討について説明を省略・別紙資料を参照
- 委員 長： 5案までの意見を求めたいと思います。

- 課長： 4指標の1の行政サービスの利便性、2のまちづくりとの整合性、3の敷地条件と庁舎規模確保の適合性、4の経済性についてどれを重視するかによって点数のウエイトが変わると思うので、今回は3と4の指標についてそれを踏まえ点数をつけてください。1と2については次回に審議したいと思います。
- 副委員長： 前は5つの検討指標だったが、今回、「八重瀬町の顔づくり」が減らされ4つの指標になった理由を教えてください。
- 事務局： 前回の委員会で委員の方から5指標から4指標にまとめた方がいいと意見がありましたので、今回、4指標に見直しました。
- 委員： 「八重瀬町の顔づくり」は消したわけではなく、「まちづくりの整合性」の中に含んでいるため、指標の2と3が重複するためまとめた方がいいということで、今回、まとめたと思う。今日のA3の資料はいいデータが出てきているので、直ぐに5案に点数をつけるのはもったいないと思う。比較表なので一目で解かるように○△×で表示した方がよい。一目で解かるようにすべきである。表中の「現況・既設」のところに「適合性」と入れ、「計画」のところには「経済性」を入れた方がいいと思う。できれば、○△×の具体的な概念を入れた方がいいと思う。例えば、敷地面積9千5百㎡に近い数字は○とか、面積が足りないものは×とか、面積がかなり上回っているものは△とかにして、誰が見ても解かるようにすれば。例えば、◎は3点とか、×は1点とかにすれば誰が見ても評価できる。この表はそのままにして別に評価書を作成した方がよい。例えば、計画のところでは、用地取得費と庁舎建設費と改築・プレハブのその他を1つにひっくるめて評価するのではなく、別々に評価した方がよい。建設費は2案の南部工業高校以外は、全て点数は一緒なので、用地費で差がつく。他との比較が直ぐ解かるようにした方がよい。差の見せ方をもっと考えた方がよい。たぶん、広報やホームページで情報を流しているの、できれば住民の方々が指標を見て解かるように考えた方がいいと思う。
- 委員長： さらに細分化して細かく項目を入れて比較した方がいいわけですね。
- 委員： いえ、その逆です。いいデータですので解かりやすいようにまとめた方がよい。「現況・既設」のところは、都市計画線引きと敷地面積の2つの項目にした方がいい。都市計画線引きのところは「法的適合性」にして、タウンセンターゾーンの市街化区域は都市計画法の趣旨からして市街化する場所なので○とか、建築が建てられない農地は×とか、その他は△とかにし、敷地面積は、近いものは○とか、足りないものは×とか、かなり上回っているものは△にして、誰が見ても解かるようにもう少し単純化した方がいいと思う。点数化のところは4指標を並べないとバランスが見えてこないと思う。
- 副委員長： 4指標が決められているので、当然、4指標で決めるわけですが、今回の3の「現況・既設」と4の計画の資料は細かい資料ですので、一般の住民が解かるようにまとめた方がいいと思う。今回の資料は参考資料として、次回の委員会で委員の方でも評価できるように事

務局の方で資料を、再度、考えて欲しい。

委員 長： すばらしいこの資料に基づき比較できる大項目を作成し、委員が評価できるように、今年度までには答申したいので、細かく評価する時間はない。来月までには比較検討できるようにしたいが皆さんどうですか。課長からも説明ありましたように、優先順位をつける場合、4指標をどのように優先順位の点数をつけるまでであるが、地方自治法のポイントからすると、委員会に諮問されている内容からすると、1と2について重きを置くべきだと思う。3と4については町長や町民や議会が判断すると思うので、今日は4評価の評価方法について決定したいと思うがどうですか。

委員： せっかくですので、4つ指標は同列で並べて単純に出してみ、その後に判断した方がいいと思う。

委員： 委員の言うとおりの一目でわかる比較検討資料が来月迄にできるのであれば、その場でできると思うが。

委員 長： ですので、指標の仕方についてどのようにすべきかを聞いている。

副委員 長： それぞれ、その場でどれがいいとか討議をしながら委員会でまとめる方法がよいと思う。

委員： 4つに単純にまとめて、それを話しながらまとめてはどうか。一般住人は解からないと思う。

委員 長： 点数のつけ方は先に決めていた方がいいと思う。

副委員 長： 1位とかの順位よりは、単純に○△×にした方がいいと思う。

委員： ○△×の概念をしっかりと入れる必要がある。

委員： それよりも前に、今日の資料について検討した方がいいと思う。

副委員 長： 今回は2つの指標しかないので、2つの指標しか検討できない。

委員： 経済性のところは計画になっているが、そこは、もう既にできている。建ぺい率とか容積率とか細かい項目が一杯あるので見にくいですが、用地所得費と新庁舎の建設費用とその他（既設解体・プレハブ）の3つの項目にして、後は○△×の概念を決めて、例えば平均の建設費の以上のところ、以下のところを○△×にするとか、経済性も一発だけでなく、用地費とか建築費のところは南部工業高校を除けば全部点数は一緒ですので、問題は用地費が高い所と低い所が出てくると、後は建て替えとプレハブは嵩むとかの両方を表で解かるようにした方がよい。委員長が言うように最終的に4つの指標にして大項目と小項目とに並べて、後で数値的評価とか定性的な評価を書いて、町が抱えている事情を摘要に書けば、両方ともひとつで整理できると思う。

副委員 長： 経済性の項目で既に安い高いは、行政サービスの利便性とかまちづくりの整合性の評価を事務局の方で作った方がいいと思う。

委員 長： 3と4については、意見があったように大項目と小項目にして比較検討できるように容易にする。1と2についても簡単にA4用紙で評価できるようにする。この評価できる方法については、次回でいいですか。今、それとも議論しますか。

課 長： 具志頭本庁舎は、実際、用地が足りない、周辺は囲まれており、背後は小学校で用地面積が足りないので困難とか、南部工業高校と

かは面積が大きいのでどのように用地購入するかとか、後で、切り売りするのか、県の跡利用計画も未だできていないとか、東風平改善センターも面積がかなり足りないとか、東風平中央保育所は未だ新しいのでの民営化する予定があるので伸ばすことは難しいので用地買収は難しいとか、南部家畜セリ市場は(財)南部振興会が所有しているのは面積7千㎡で、後の2千㎡は新たな用地買収が必要だとか、建築についてはおそらくどこに造っても建築費は一緒なので、南部工業高校については校舎は新しいので未だ使えるとか、用地がもし買えなかった場合は5階建てとか上に伸ばすとかもあるが、もう少し関係する事項についてまとめたいと思う。次回は、1と2を含めて4つの指標を簡潔にまとめたいと思う。事務局が心配するのは○△×式にすると同点と同レベルになる場合がある、点数性にした場合はどこにウエイトをつけるのかの判断が重要になると思います。

委員長： この資料で簡単に4指標を比較検討できるようにしたいと思います。1から4までの評価方法をどのようにするのか、点数にするのか、○×△の場合は簡単に比較できないと思う。例えば、1については地方自治法で町長から諮問された大きな事項だと思うので、2番についてもまちづくりの整合性も重要事項だと思う。3と4については、我々は1と2について答申したら、町長と議会と町民の方々が判断する事項なので、点数のつけ方をどのようにするのか、今回、決めるのか、次回にするのかどうですか。

委員： 4指標のウエイトですが、仮に○△×でつけた場合、1の行政サービスと4の経済性の○とは同じウエイトですか、当然、我々は財政面も考慮する必要があるが、どこにウエイトをかけるかは自ずと多少違うと思う。今日の3と4は点数をつけようとしたら数字は出ているので直ぐに評価できると思う。ですから、事務局から言ったことですが、同点になった場合はどのようにするのか、ウエイトをかければズレると思うので、ある程度はウエイトをかける必要があるのでは。

委員： やはり3と4も重要なので、本委員会では住民からすると当然3と4も検討していると思うので、同じように評価する必要があるのでは。

委員： だから、3と4を無視するとか、全く悪いとか言うわけではない。先程も言ったように、何らかのウエイトを考える必要はあると思う。

委員： ウエイトですれば100点満点のうち6割から7割とかでやって評価すればいいのでは。その辺について今日は時間的に厳しいので、次回に1と2の評価で事務局の方でウエイトのたたき台を作ればいいのでは。

委員： 4指標を必ず違わす必要はない。例えば1と2は同じウエイトですよ。3と4は同じウエイトですよ。そんな気がする。必ず全て変えるとかではない。

副委員長： 4指標を評価の方法についてですが、5候補地が出ていますので、検討指標について◎○△×で説明しにくいのであれば、それぞれ検

討指標について各項目ごとに場所を1位から5位までつけて、それをトータルで評価する1つの方法もある。例えば、1位は5点とか、5位は1点とか、それを4指標でトータルすれば総合的な順位は出てくる。一つの方法だと思う。

委員： 極端に言えば、例えば4項目ですから、25点満点でトータル100点になるので、意見があるようにある程度ウエイトを勘案した方がいいと思う。

委員： 作業のストーリーからするとウエイトをなくし、1回は評価した方が流れとしていいと思うので、その辺のところは1度作業をしてもらって、やり方としては数字化できる部分と数字化できない部分があるので、その辺については総合評価でやってはどうか。

副委員長： 1つの項目だけで評価判断するよりは総合評価の方がよい。

委員： その辺の見せ方は、単純で誰が見ても解かるようにした方がよい。まずは作業してみてもどうか。

委員： 評価するためには利便性とかを数値化するとわかりやすくなる。

副委員長： 点数をつけるためには1位から5位までの順位をつけた方がいい。

委員： 指標ごとに順位をつけた方が点数をつけやすい。その方がわかりやすい。

委員長： 比較検討できる評価できる項目を作って評価していきますか。

副委員長： 他の市町村の事例を参考に資料を入手し参考にしてはどうか。

委員長： 提案した事項について、次回の委員会に諮っていいでしょうか。

委員： はい。

委員長： わかりました。

委員： 1案から5案までありますが、新築は同じ費用ですが、南部工業高校の用地費15億円と建築費が気になるが、今の不動産価格で出したのか。それと、リフォーム費用は。

事務局： 近隣で取引事例がないので、用地費は富盛の土地区画整理事業の保留地の単価より低く、具志頭地区の用地単価を勘案して万円単位で概算単価を設定しました。南部工業高校の改築については、建物用途の改築によって全然違うので、具志頭庁舎の増改築工事費を参考に概算単価を設定しました。新築単価の半分以下で設定しました。実際には、現地調査をしないと改築単価はでないので、今回はあくまで概算として設定しています。

委員： 以前、4～5年前に統廃合の話が出たとき、定かではないが土地購入と校舎購入を含めて安く買えると聞いたので、もっと実際は安く買えるのでないかと思う。はっきりはわからない。今はこのレベルでしかやれないと思うが。

副委員長： アバウトでやるしかない。

課長： 次回、4指標を簡潔にまとめたいと思います。

委員長： 3月までに答申しないといけないので、次回までに大筋目処をつけたいと思います。今日は、皆様大変お疲れ様でした。

以上

南部工業・南部農林

12年度にも再編統合

県教育長 関係者に説明

県立南部工業高校（八重瀬町）を、県立南部農林高校（豊見城市）に再編統合する計画について、仲村守和県教育長は二十三日、県議会の一般質問で、再編後の学校規模などの設置基本計画を策定し、PTAや教職員、同窓会などの学校関係者への説明を開始したことを明らかにした。新垣安弘氏（民主）の質問に答えた。

仲村教育長は時期については明言していないが、関係者によると、県教育庁は二〇一二年度の再編統合を「目指している」という。

仲村教育長は、同計画について「島尻地区で農業や工業に関する教科・科目を

総合的に学習できる総合実業高校を設置する」と説明。再編統合後の南部工業高校の跡利用は「教育庁内の跡利用検討委員会での元の意向を聴取するなど活用を検討していく」と答えた。

南部工業、南部農林の両高の再編統合の計画は、「第四期県立高校編成整備計画」（〇二―一一年度）に盛り込まれている。

少子化に伴う生徒数の減少や社会情勢の変化が背景にある。